

議 事 録

会議名	釧路市障がい者自立支援協議会 第2回全体会		
事務局	釧路市障がい福祉課 釧路市障がい者基幹相談支援センター		
開催日時	令和元年 12 月 17 日（火） 13:30～15:00		
開催場所	釧路市役所防災庁舎 5 階会議室 A		
出席者	委員	22 名（次頁全体会出席者名簿参照）	
	その他	なし	
	傍聴者	なし	
	事務局	釧路市障がい福祉課：猿子、白山、島、田仲 釧路市障がい者基幹相談支援センター：布田、脇田 （敬称略）	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 挨拶 釧路市障がい者自立支援協議会会長 戸田 竜也 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ①釧路市障がい者自立支援協議会運営会・定例会の開催結果について ②就学前障害児の発達支援の無償化の実施状況について (2) 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> ①地域生活支援拠点等の整備について ②日中サービス支援型共同生活援助に係る協議会への報告等について (3) その他 <ol style="list-style-type: none"> ①第 6 期釧路市障がい福祉計画及び第 2 期釧路市障がい児福祉計画について ②障がい者マークについて ③釧路市障がい者芸術作品展について ④映画「イーちゃんの白い杖」上映会について 4 閉会 		

議 事 内 容

令和元年度 第2回釧路市障がい者自立支援協議会 全体会 出席者名簿

任期 2018年6月1日～2020年5月31日

No.	委員氏名	所属機関	職名等	備考	R1.12.17 出欠
1	戸 田 竜 也	北海道教育大学 釧路校	准教授 (キャンパス長補佐)		○
2	吉 川 侑 子	地域生活支援センター・ハート釧路	主任		○
3	横 山 豊	社会福祉法人 釧路のぞみ協会 自立センター	所長		○
4	波 間 良 隆	相談支援事業所 地域支援センターつばさ	管理者		○
5	佐 々 木 寛	一般社団法人 ソーシャルカフェ	代表理事	相談支援部会長	○
6	高 谷 さ ぶ み	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター・ぷれん	センター長	雇用就労部会長	○
7	井 川 哲 雄	多機能型通所施設 はばたき	所長	教育・療育部会長	○
8	博 田 秀 治	釧路市社会福祉協議会 在宅福祉課	課長補佐	生活支援部会長	○
9	桐 澤 勝 弘	市立釧路総合病院 医療連携相談室	室長		○
10	仲 條 正 輝	北海道釧路養護学校	副校長		○
11	表 共 良	一般社団法人 北海道中小企業家同友会くしろ支部	幹事		
12	福 岡 禎 仁	一般社団法人 釧路身体障害者福祉協会	事務局長		○
13	佐 藤 み ち る	特定非営利活動法人 釧路手をつなぐ育成会	監事		○
14	鎌 田 ミ チ 子	釧路肢体不自由児者父母の会	副会長		○
15	小 野 美 智 子	釧路盲人福祉協会	会長		
16	杉 田 美 和	一般社団法人 釧路聴力障害者協会	事務局長		
17	大 野 美 紀	さはみす			
18	伊 藤 克 也	オフィスきらり			○
19	橋 本 秀 子	北海道難病連釧路支部	事務局長		○
20	松 木 美 穂	釧路総合振興局保健環境部保健行政室(北海道釧路保健所) 健康推進課	課長		
21	白 戸 達 彦	釧路総合振興局保健環境部 社会福祉課	主査		
22	竹 内 弘 安	釧路総合振興局保健環境部児童相談室(北海道釧路児童相談所) 地域支援課	課長		○
23	平 井 奏	釧路公共職業安定所 専門援助部門	上席職業指導官		○
24	吉 田 崇 文	釧路警察署 生活安全課	課長		○
25	細 川 和 則	北海道社会福祉事業団 白糠学園	学園長		○
26	植 木 仁 次	社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会	事務局長		
27	山 崎 征 勝	釧路市連合町内会	副会長		○
28	奥 山 保 美	釧路市子ども保健部子ども支援課	課長補佐		○
29	鈴 木 紀 子	釧路市学校教育支援課	課長補佐		
30	熊 谷 瑠 美 子	釧路市福祉部障がい福祉課	課長		○

議 事 内 容

1. 開会

2. 挨拶 釧路市障がい者自立支援協議会会長 戸田 竜也

3. 議事

(1)報告事項

①釧路市障がい者自立支援協議会 運営会・定例会の開催結果について

○佐々木運営会副会長より報告。11月11日に開催している。

・各専門部会での活動状況、地域生活支援拠点等整備等について協議。

○高谷定例会議長より報告。11月28日に開催。

・運営会の状況、地域生活支援拠点等整備について協議。

・定例会でのさぼーとねっと21で運営しているMOOの店舗についての意見を受け、さぼーとねっと21と釧路市障がい者自立支援協議会雇用就労部会役員で情報共有した。さぼーとねっと21で協力してほしい事項が明確となったら、自立支援協議会や雇用就労部会との協力体制について相談したいとのことだった。

②就学前障害児の発達支援の無償化の実施状況について

○釧路市障がい福祉課より説明。

・10月1日より、児童発達支援及び保育所等訪問支援の無償化が始まった。対象者に受給者証を送付。期限については満3歳になった次の4月から3年間。

(2)協議事項

①地域生活支援拠点等の整備について

○事務局より、地域生活支援拠点等整備について説明。

・地域生活支援拠点等整備事業については、障がいのある方の重度化や高齢化、親亡き後を見据えて、地域の実情に応じて整備していくものである。整備に向けプロジェクトチームを立ち上げ、これまでに4回の会議を開催している。整備については、専門部会の協議を踏まえて事務局案を提示し、第4回の会議で一定の理解を得られている。

・令和3年1月スタートの内容としては、事前に登録シートを作成した上で登録し、一般相談支援事業所が実施する地域定着支援事業と短期入所の緊急受入れを活用していく案である。事前登録をしていない場合で緊急対応が必要なケースも出てくると考えられるが、それについては令和3年度以降の整備を検討していく。また基幹相談支援センターに拠点コーディネーターの機能を付加する。

【質問・意見】

・登録シートの整備、登録の進め方についての見通しについて。

⇒登録シートによる登録方法等は、今年度末までにスケジュールを検討する。

・登録の開始についてのスケジュールはどうなるのか。

⇒令和3年1月から登録を始めたい。状況によっては前後する可能性はある。

・事前に登録するケースと登録しないケースの違いについて。

⇒社会資源が豊富な地域ではない事から、事前に把握した上でないと緊急時の対応は難しいと考えていることから、事前登録が必要とした。ただ、登録していない人の中で、緊急対応を必要とする

議 事 内 容

ケースも出て来る。その対応については令和3年度以降検討していきたい。

②日中サービス支援型共同生活援助に係る協議会への報告等について

○事務局より、日中サービス支援型共同生活援助事業所が行う地方公共団体の設置する協議会等への報告について概要説明。

- ・日中サービス支援型共同生活援助事業は共同生活援助事業の新たな類型として平成30年4月に創設。障がい者の重度化・高齢化に伴い、日中活動の利用が困難な利用者を対象とし、重度障がい者への常時の支援体制を確保し、地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供する短期入所も併設する。現在釧路市内で5事業所ある。また、サービスの質の確保の観点から、地方公共団体が設置する協議会に年1回以上報告し、評価を受け、必要な要望・助言等を受けなければならないとされている。

【質問・意見】

- ・評価の為の具体的な基準とは。今日の報告内容については市が監査等を実施するなどして、裏付けがあるものなのか。
⇒事業所への確認等を行うものではない。
- ・事業所の評価について、自立支援協議会の全体会で行うべきものなのか。
- ・評価については、事業者の報告のみで判断していくのではなく、利用者や利用者のご家族からの評価も踏まえて評価していくべきではないか。
⇒全国的にも今年が初めての事例である。実際の手法については釧路総合振興局にも問い合わせをしていたが、明確な回答がなく、手探りでやっているのが現状。今回はこのやり方で行い、次回は意見を反映させながら進め方を考えていきたい。
- ・次回は市にあがってきている、事業所の苦情等も含めて検討するという事で良いか。
⇒そこは検討させて欲しい。皆さんの意見を反映しながら手法を検討していきたい。
- ・指導機関は道であるのに、協議会で評価を受ける事が適切か。資料を見ても同じような事が書いてあり分からない。指導機関と有機的に関わっていけばいいのでは。
⇒北海道が行なうのがベストだが、そうはならなかった。
- ・評価を行う協議会が全体会ではないのではないかと。全体会は評価を行うメンバー構成ではない。生活支援部会や雇用就労部会等関わっている現場の人達の意見を吸い上げ、全体会に上げて評価していく事がいいのではないかと。
⇒今後、評価する方法について検討していきたい。
- ・利用者が住む場所、日中活動の場所の自己選択は保証されている。利用者が、日中サービス支援型の利用に合っているのかを評価するものと理解している。日中サービス支援型のサービスを利用したい方が本当にそのサービスの該当者なのかを検討するステップを踏んでいくのがいいのではないかと。
⇒評価については、日中サービス支援型として適切なかどうかの一点につきます。24時間同じ場所にいることになるということで、毎年報告や評価という機能が出てきたと思う。
- ・抱え込み等の危険性があるので、評価の場で十分に吟味して欲しいということになる。
⇒今年度が初めてのため、検討しながら進めてきたが、一度報告を聞いたうえで、次年度どのようにしていくのか再度検討したい。
- ・日中サービス支援型共同生活援助事業を行っているのは、釧路市ではピッチ&パッチだけなのか。

議 事 内 容

⇒そうである。

○株式会社ピッチ&パッチ 三田氏より報告。

・事業の実施状況について、日中サービスとしては生活介護事業所を併用しており、利用がない日に本人の趣味やレクリエーション、運動支援、共有スペースでの交流やDVD鑑賞等の手伝いを行っている。地域生活支援としては、1ヶ月に1~2回個別もしくはユニット単位でイベント等を行っている。利用者の健康管理については、看護師が日常的なバイタルチェック、緊急対応を行っており、夜間については看護職員と連絡が取れる体制が出来ている。計画相談との連携についても必要に応じて情報提供等の連携を図っている。

【質問・意見】

・今の報告では日中活動ができる人たちが全てということになるが、利用対象者として国の示しているところと大きく乖離していると思われる。GHの利用契約と日中活動の利用契約を別にして、同法人の生活介護を利用しなければGHを利用できないという状況をなくして頂きたい。

⇒(株式会社ピッチ&パッチ) 日中活動支援型なので、必ず日中活動に行かなければならないというわけでもないし、かといって阻害するものでもないと理解している。日中活動として通所しなくても、レクリエーション等で日中活動として行っている。利用者様の生活を24時間支援していくという考えで行ってきたので、必ず同法人の日中サービスを使わなければならないとうという考えはなく、他事業所の通所に行く方もいる。

・GHの契約は単独として、生活介護の契約は別にすることに対してはどうか。

⇒(株式会社ピッチ&パッチ) 24時間支援をすることを考えると、日中活動だけ別に考えていくことはタイムラグも生じることもあり、後から様子を見て契約する事は理解できない。

・それであれば生活介護以外の、他のサービスは使えなく矛盾が生じる。それぞれのサービスを選択できるので、別々の契約になるということが妥当ではないか。場合によっては誤解が生じる事にも繋がると思う。

・意思表示が難しい人への支援について、どのような支援を行っているのか事例を聞きたい。

⇒(株式会社ピッチ&パッチ) 普段から寄り添いながら、表情や動きから感情を感じ取ることが出来るように日々支援している。

・意思を引き出す取り組みを行っている事業所もあると思うが、寄り添う事を中心に行っている事業所ということか。

⇒(株式会社ピッチ&パッチ) そうである。

・ケアホーム9-5の定員及び職員の配置状況についてどうなっているのか。また、医療的ケアが必要な利用者は9名となっており、看護職員の配置状況が週5時間になっているが、どのような配置になっているのか確認したい。

⇒(株式会社ピッチ&パッチ) 各ユニットで9名、10名になっている。それに対して世話人が1人以上いる配置。看護師については、毎日定期的な時間に生活状況の確認やバイタルチェックをしており、その他は呼び出し等で対応している。

・医療的ケアが必要な方が9名いる中で、1日1時間にも満たない看護師の配置になっているが、医療的ケアは尿バッグの交換や摘便、インシュリン注射などの医療処置がある。どの程度なのか状況が分からないが、また機会を設けてもらえるなら、しっかりと聞きしたい。

議 事 内 容

⇒(株式会社ピッチ&パッチ) 医療的ケアが必要な方が9名になっていたが尿カテーテル1名、医ケア2名だった。

- ・人数が間違っているのなら、資料自体が評価できないのではないか。評価のポイントとして計画相談事業所との連携がある。関わっている事業所数によっては公平性の観点や、相談支援事業所が幅広く関わる事も評価基準になる為、市内の相談支援事業所とバランスよく関わっているのか、一部事業所に偏っているのかの状況もお聞きしたい。

⇒次回の開催時に報告する。

【意見】

- ・事業の評価は、利用者やそのご家族の評価も必要と思われるので、それを聞いて評価の参考に出来るようにしていただきたい。

【事務局】

- ・評価の方法については、釧路総合振興局とも協議したが、実態が分からないという返答であった。今後、年に1回以上は協議会等で行っていくことになっているので、次回3月の運営会でどのような形がいいのか話をさせていただくと共に、今回の質問事項について再度資料提示も含めて回答していただく。今年度の評価については運営会で行っていきたい。次年度以降は今回頂いた意見や全国的な状況、釧路総合振興局にも確認しながら検討していきたい。

【戸田会長】

- ・今回の報告については、3月の運営会で再度報告してもらい、評価することとする。

(3)その他

①第6期釧路市障がい福祉計画及び第2期釧路市障がい児福祉計画について

○釧路市障がい福祉課より説明がある。

- ・計画の期間としては令和3年度から令和5年度の3年間、令和2年2月に障がい者施策推進協議会での報告・意見聴取、3月に施設入所者等事業者アンケートを実施、11月素案完成、12月議会素案提出、パブリックコメントを経て令和3年2月議会で成案提出予定している。自立支援協議会の各専門部会での協議をお願いしたい。

②障がい者マークについて

- ・マークについて普及啓発したい。内閣府が周知しており12種類のマークがある。

③釧路市障がい者芸術作品展について

- ・令和2年2月1日(土)から2日(日)まで、釧路市観光国際交流センターにて開催。
- ・巡回展として令和2年2月4日(火)から3月2日(月)まで、市内4カ所で開催。
- ・北大通特別展示として、釧路市中央図書館、北大通の金融機関等でも別途展示を行う。
- ・令和元年12月上旬に応募案内をする。締め切りは令和2年1月10日(金)まで。

④映画「イーちゃんの白い杖」上映会について

- ・上映会を令和2年2月1日(土)14時30分から、釧路市観光国際交流センター2階視聴覚室にて開催。障がい者芸術作品展と同日開催となる。聴覚障がい者用音声ガイド、字幕付きでの上映となる。

【質問・意見】

- ・ヘルプマークを破損・紛失した場合再交付はできるのか。

議 事 内 容

⇒残数も少ない。紛失の場合は再度申請頂ければ交付は出来る。破損の場合も相談を頂ければ対応する。

4. 閉会

以上